

鹿児島県有機農業推進計画

平成27年3月

鹿児島県農政部

はじめに

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律112号。以下「有機農業推進法」という。）において、有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されています。

本県においても、平成20年8月に「鹿児島県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んできました。

その結果、県内における有機農業への取組は増加し、新たに有機農業に取り組もうとする人も増加傾向にあります。

平成26年4月に、国は平成19年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しを行いました。

これを受け、本県において「環境と調和した農業」の一翼を担う有機農業の一層の推進を図るため、必要な基本的考え方と具体的施策の展開を示した「鹿児島県有機農業推進計画」を改定します。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

1 農業者が有機農業に従事しやすくするための取組の推進

温暖な気候である本県において、特に有機農業では、病害虫対策、雑草対策などの労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うことから、有機農業を推進するためには、これらの課題を解決するための取組を進め、農業者が有機農業に従事しやすくなることが重要です。

このため、地域の気象条件や土壤特性等に適合した生産技術や知識の普及が必要です。

また、新たに有機農業に取り組もうとする者への就農相談や研修受入、就農計画作成への支援が必要です。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

有機農業の面積拡大に伴い、有機農業により生産される農産物の今後一層の増加が見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売、利用の確保・拡大を図っていくことが重要です。

このため、有機農業に関する生産技術の普及や、経営の安定化に向けた支援が必要です。

また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大するよう、有機農業者や農業団体等と流通業者、販売業者が連携・協力し、実需者等の多様なニーズに即した取組を進めることが必要です。

3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物を消費者が容易に入手できるように、多様な販売機会を設けることが重要です。

また、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要です。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要です。

このため、食育、地産地消、農業体験学習等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進することが必要です。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業は、これまで、有機農業を志向する農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮する必要があります。

このため、有機農業の推進に当たっては、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向を配慮し、各種取組が画一的に推進されることがないよう留意する必要があります。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業の拡大

これまで、本県における有機農業の推進については、一定の進捗がありますが、新たに有機農業に取り組もうとする者も増加傾向にあり、有機農産物の輸出拡大も見込まれることから、今後、一層の拡大を図るものとします。

このため、おおむね平成31年度までに、県の経営耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1.3%にすることを目標とします。

(2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

県では、平成26年3月に有機農業の拡大を図るための指導者向けの技術集「有機農業による栽培管理成果集」を取りまとめました。

今後は、この成果集等を活用し、地域の気象や土壤特性等を踏まえ、有機農業の拡大が可能な技術の導入を進めていきます。

また、農業開発総合センターにおいては、引き続き有機農業に利用できる農業技術の開発を進めています。

(3) 有機農業に関する普及指導の強化

県では、平成19年度から有機農業に専門的知見のある普及指導員を設置しています。この普及指導員を引き続き配置し、有機農業の普及に努めます。

また、専門的知見のある普及指導員をはじめとして、市町村、JAや有機農業生産組合等の関係機関・団体と更なる連携を図り、生産現場での指導を強化します。

(4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産であることや、農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物多様性を保全する取組であること等を知る消費者の割合について、おおむね平成31年度までに50%以上とします。

(5) 市町村における有機農業の推進体制の強化

有機農業の推進のために、県内の全ての市町村に有機農業に関する相談窓口を整備し、関係機関・団体と連携した推進体制の強化を図ります。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 新たに有機農業に取り組もうとする者の支援

県は、市町村、JAや有機農業生産組合等の関係機関・団体と連携・協力して、有機農業に取り組もうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者が、円滑に有機農業を開始できるよう、就農相談や技術指導等の支援に努めます。

また、新たに有機農業に取り組もうとする新規就農希望者に対しては、国の施策等を活用し、就農計画の作成や就農研修から経営確立までの支援に努めます。

(2) 有機農業の取組に対する支援

県は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、各種制度が活用できるよう、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の策定（いわゆる「エコファーマー認定」）を、有機農業者等に積極的に働きかけます。

また、有機農業の拡大を進めるため、平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用を進めます。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でまとまった取組が重要であり、実需者のニーズに応えたロットの拡大や産地化の取組も重要であるため、地域ごとの慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努めます。

(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

県は、有機農業者やJA・有機農業生産組合等に対し、流通関係者等が行う商談会の情報を提供するなど、有機農業により生産される農産物の流通・販売が拡大するよう努めます。

また、直売所を活用した販売など、有機農業により生産される農産物の地域内流通の拡大に向けた支援に努めます。

さらに、消費者等の有機農産物等の認知を高めるため、有機JAS認証の取得、有機JASマークの活用を推進します。

2 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

農業開発総合センターでは、試験研究独立行政法人や他都道府県等の研究機関と連携し、有機農業に利用可能な農業技術の開発に努めます。

(2) 研究開発の成果の普及

県は、有機農業に専門的知見を有する普及指導員を中心として、地域の実情に応じ、試験研究機関で得られた研究開発成果の有機農業者への普及に努めます。

3 消費者の理解と関心の増進

県は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、ホームページやイベントを活用し、有機農業に関する情報を提供します。

これらの情報提供を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者等に、有機農業が有する環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の様々な機能について理解が深まるよう努めます。

また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するとともに、有機JAS制度の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努めます。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

県は、食育、地産地消、農業体験学習等の活動と連携して、消費者と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努めます。

5 県以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

県は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報提供、指導、助言等を行うとともに、連携・協力して有機農業の推進に努めます。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携

県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に努めます。

2 有機農業者等の意見の反映

県は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、関係者の意見や考え方を把握し、反映するように努めます。

また、国や関係機関等が行う有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向把握に協力するよう努めます。

3 推進計画の期間

この推進計画は、基本方針で示された有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、策定しました。

期間については、平成27年度からおおむね5年間を対象としています。